

Business
Report
No.1607

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

金利低下で確定拠出年金の販売強化
銀行など 来年に専業主婦も加入可

今月のトピック

Part 2

組織における人材の重要性



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

金利低下で確定拠出年金の販売強化 銀行など 来年に専業主婦も加入可

生 生命保険会社や銀行などの間で税制上の優遇措置がある「確定拠出年金」の販売を強化する動きが広がり始めている。

日銀の、異例ともいえるマイナス金利政策の影響で金利全般が低下し、良くも悪くも様々な影響が拡散。良い例は資産の運用先に悩む人たちの需要を見込んでの、確定拠出年金法の改正だ。

毎月の掛け金に運用益を加えた額を公的年金に上乗せして支給される私的年金だが、来年1月からは専業主婦や公務員なども加入できるようになるからだ。確定拠出年金には会社単位で入る「企業型」と個人で

入る「個人型」がある。対象が広がるのは個人型。これまでは自営業者や企業年金がない会社の社員だったが、主婦や公務員が加用して使えるようになる。



厚 厚生労働省によると確定拠出年金の加入者は現在約500万人。これが現在の2倍に膨らむとみている厚労省の根拠にあげるの大きな節税効果。

確定拠出年金で非課税なのは運用益と掛け金の全額が課税対象の所得から差し引かれるのでその分、所得税や住民税が安くなる。たとえばパートの収入などで年100万円の課税所得を稼ぐ主婦が月1万円ずつ積み立てると単純計算で年1万8千円分の所得税と住民税を節約できる。

年金の受取時にも退職所得控除が公的年金等控除の対象になる。損失が出るリスクもあるが、大手生命保険会社は6月から確定拠出年金の普及を図る取り組みを始めた。

税理士の目

公認会計士・税理士
長谷川尚紀

上記のとおり、確定拠出年金には、(1)掛金が全額所得控除(2)運用益が非課税(3)受取時に退職所得控除or公的年金等控除が適用といったように、拠出時、運用中、受取時のすべての期間において税制の優遇が受けられます。

一方で、60歳までは原則として引き出しができない制度設計になっており、いざ資金が必要になっても直ちに受け取れない場合もあるという流動性リスクを抱えています。

なお、拠出した資金は、主に預金・投資信託・保険商品などで運用します。元本保証の商品もありますが、リスクの高い金融資産に投資をした場合、支払額より給付額が少なくなる可能性もありますので注意が必要です。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

組織における人材の重要性

社員一人ひとりに創造的な学習を促すには、それを根付かせるためにふさわしい経営のありかたが問われます。

社員の自主性だけに委ねるのではなく、組織全体で創造的学習を後押しする仕組みや運営が求められます。

今後の企業が目指す姿としては、社員の知識を結集し、多様なアイデアを活かしながら試行錯誤を繰り返し、創意工夫を行って新しい価値を社会や顧客にもたらす必要があります。

そのために、人材を単に人件費コストと捉えず、経営資源と捉えるべきです。

経営資源ですから、積極的に投資すべき対象となります。

一方、創造的な学習の機会を社員に与えない企業は、社員自身が革新することができず、自社も旧態依然とした組織のままとなり、目先の利益を追いかける企業に陥ってしまいます。

■組織を活性化させるための企業の取り組み項目

- 社員を経営資源と捉え、積極的に人材投資を行う
- 新テーマ開発を継続的に行う
- 既存の枠組みに捉われない組織をつくる
- 多様なアイデアを取り入れる
- 社員にチャレンジの機会を与える
- 現場主導の経営管理システムを取り入れる

社労士の目

社会保険労務士 片岡哲也

経営者にとって人件費や社会保険料、労働保険料などは毎月発生するコストで、利益にも直結するため少しでも削減したいものです。しかし、削減をした結果、社員のモチベーションが落ち、良い人材が育たず、結果として組織が衰退するということも考えられます。単にひとくくりに人件費ととらえず、人は経営資源ととらえ、積極的に人材育成に投資し、次代の組織を牽引してくれる人材を育てることが組織を活性化させるためには最重要です。



ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します



これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性を確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171